

指定管理者評価シート(2次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働課 福祉部 地域福祉課
評価対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input type="checkbox"/> 非利用料金制 <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p>	
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日	

2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

評価項目及び評価のポイント

1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】

(1) 施設の設置目的である事業運営の達成

【評価のポイント】

事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。
施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。

【所見】

貸館としてだけでなく、地域の拠点として広く、地域住民に活用いただいている。

【改善項目】

引き続き、丁寧な対応に努めてください。

(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況

【評価のポイント】

施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。

【所見】

地域のコミュニティや福祉活動の拠点として有効に活用されている。例えば、健康体操については、多数の利用があり、部屋が手狭になっているほどである。また、福祉デザインひろば事業の相談者が減少しているため、市として有効な活用についても、検討していきたい。

【改善項目】

引き続き、拠点として運営されていくことを期待します。

(3) 利用者の満足度

【評価のポイント】

利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。
利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。

【所見】

大集会室が2階であるため、高齢の利用者には利用しにくい状況となっている。

【改善項目】

施設の老朽化による修繕など、指定管理者の努力だけでは解決できない課題もある。行政とよく協議し運営してください。

評価項目及び評価のポイント

2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

(1) 経費の節減

【評価のポイント】

施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。
管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

【所見】

経費については、他館との意見交換などを行い、参考となるものは取り入れることで、節減につなげてください。

【改善項目】

特になし。

評価項目及び評価のポイント

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

(1) 管理運営の実施状況

【評価のポイント】

施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。
業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。
施設の維持管理が適切に行われたか。
指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。

【所見】

管理人の交代に対しても適切な指導を行うなど、円滑な管理運営に向けた取組みを行っている。

【改善項目】

特になし。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。
施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。
日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。

【所見】

休日・夜間利用の場合の防犯対策を検討してください。

【改善項目】

安全対策上、夜間・土日に利用する一部の利用者のマナー向上のため、利用方法について、再度周知を行ってください。

総 合 評 価

【所見】

コミュニティ組織は利用者であり、管理者である。両者の目線に立った管理運営は高く評価できる。引き続き、色々な人を巻き込んで、多様な方が使える施設運営に努めてください。

【改善項目】

各館とも地域の特性がある中で、個々に地域に根差した運営をされている施設管理や経費の節減など参考となる部分も多いので、意見交換の場を有意義に活用してください。